

# バリアフリーニュース（第13号）

## 2020年度報告

小学生や運輸局職員を対象に  
バリアフリー教室を開催しました！

国土交通省東北運輸局では、高齢者や障害のある方の社会参加を後押ししながら、皆さんが行動しやすい環境づくりを目指した取組を行っております。

その取組の一つである、「心のバリアフリー」（お互いに理解し合い、支え合う気持ち）の育成・促進を目的としたバリアフリー教室を毎年開催しております。以下、今年度実施しましたバリアフリー教室の様子をご紹介します。

実施日：令和2年9月10日(木)、令和2年10月6日(火)

実施場所：秋田市立築山小学校、秋田市立飯島南小学校

参加者：小学校4年生

協力：秋田市、秋田中央交通株式会社、秋田県ハイヤー協会

項目：高齢者疑似体験、視覚障害者疑似体験

バスとタクシーを使った高齢者、視覚障害者疑似体験を実施いたしました。高齢者や視覚障害者のことを考えながら介助する大切さを学んでいるように感じました。また、普段気にしないようなシャンプー容器の凸線表示等を、アイマスクで視覚が制限された状態で触っていただく体験も実施いたしました。児童からは「(アイマスクをしていて)思った以上に見えなくて怖かった。」や「おじいちゃんやおばあちゃんの気持ちが分かった。」などの感想をいただきました。



実施日：令和2年10月20日(火)

実施場所：仙台市立七北田小学校

参加者：小学校3年生

協力：仙台市社会福祉協議会 泉中央地域包括支援センター

項目：高齢者疑似体験

階段の昇降体験と椅子に座る体験を実施いたしました。体験者の児童が一段一段しっかり足元を見ながら介助者役の児童と歩いていた姿が印象的でした。また、椅子に一度座ってから立ち上がるときが大変そうに見えました。児童からは「体が言うことを聞かなかった。」や「困っているおじいちゃんやおばあちゃんがいたら助けてほしい。」などの感想をいただきました。



実施日：令和2年12月1日(火)

実施場所：仙台市立住吉台小学校

参加者：小学校4年生

協力：仙台市社会福祉協議会 根白石地域包括支援センター

項目：高齢者疑似体験

高齢者疑似体験グッズを装着した状態での歩行、軍手を着けビーズを移動させる体験を実施いたしました。手首や足首の重りの重さに驚きながら歩いていました。また、軍手を着けることによって、物を掴みにくくさせ、本来なら簡単にできる作業に苦戦している様子が印象的でした。児童からは「足首が重くて歩きづらかった」や「困っている人がいたら声をかけたい」などの感想をいただきました。



実施日：令和3年2月26日(金)

実施場所：仙台第四合同庁舎 2階会議室

参加者：東北運輸局職員

協力：(公財)日本盲導犬協会 仙台訓練センター

項目：座学、視覚障害者疑似体験

盲導犬及び視覚障害者についての座学と視覚障害者疑似体験を実施いたしました。座学では、仙台訓練センターの方が盲導犬の役割をPR犬のファロさんと一緒に実演して紹介してくださいました。また疑似体験では、単独白杖歩行、手引き歩行、そして盲導犬誘導による歩行の3種類を行いました。特に単独白杖歩行に苦戦する職員が多く、移動する大変さを実感したと思います。盲導犬は目の見えない、見えづらい方が安心・安全に歩く補助をしていると、この教室で改めて感じました。参加した職員からは「目が見えない不便さを改めて感じた。もし周りにそのような方がいたら、助けていきたい。」などの感想をいただきました。このバリアフリー教室が、職員たちの「心のバリアフリー」について考えるきっかけになってもらえれば幸いです。



以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響がありながらもたくさんの方々のご協力をいただき、バリアフリー教室を開催することができました。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、国民の高齢者、障害のある方に対する理解がますます重要になって参ります。

国土交通省東北運輸局では、今後もバリアフリー教室の開催など「心のバリアフリー」の啓発に取り組んで参りたいと考えております。



## 令和2年4月 東北初！遠野市で 「移動等円滑化促進方針」策定！

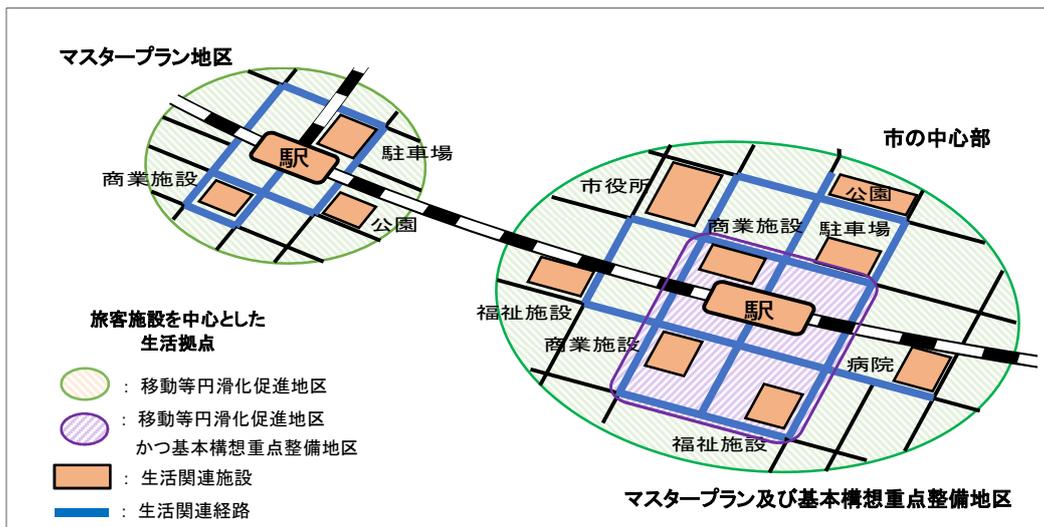
オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした共生社会実現に向けた醸成等を受け、平成30年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）では、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設されたところです。

この度、東北で初めてとなる「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」が遠野市において策定されました。本マスタープランは、「人とのつながりを実感できる 共生のまちをめざして」を基本理念に、遠野市におけるバリアフリー化の推進に係る基本的な方針を定めたものです。

バリアフリー法において、市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。この「面的・一体的なバリアフリー化」を図るため、移動等円滑化促進方針及び基本構想の活用が有効であり、各自治体において、これらの制度を活用した取り組みがより進展することが期待されています。

### 【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



「遠野市マスタープラン」についてのお問い合わせ先

岩手県遠野市 遠野市民センター パラリンピック推進室

TEL 0198-62-4413

# 令和2年5月 改正バリアフリー法の概要について

平成30年にも主にハード整備の基準に係る改正を行ったところですが、今回の改正は、ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、これまでのハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に係る施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（バリアフリー改正法）が成立し、令和2年5月20日に公布されました。

## 法律の概要

※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

国土交通省としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現が東京大会のレガシーとなるよう、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの推進に精力的に取り組んでいきたいと考えています。

このためにはまず、改正バリアフリー法に基づく地方自治体や公共交通事業者の皆様方のバリアフリー化の取り組みの促進が必要不可欠です。引き続きバリアフリー行政の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年9月4日  
第2回移動等円滑化評価会議東北分科会  
を開催しました！

本分科会は、平成30年5月に改正されたバリアフリー法に基づき、国土交通省に設置された移動等円滑化評価会議の下に設置されており、障害のある方々の参画を得て、各種団体などとともに東北地域におけるバリアフリー化の進展状況の把握・評価を行うものです。第2回となる分科会は委員29名が出席し、バリアフリー法に基づく国の基本方針に定める整備目標の達成状況の報告や、今後の東北地域におけるバリアフリー化の課題等についての意見交換を行いました。新型コロナウイルス感染症が拡大している中での開催となりましたが、感染症防止対策に努め、どうにか開催することができました。

会議では、東北の基本構想・マスタープランの作成状況は特に低い状況であり、バリアフリーの必要性を自治体が意識しにくい面もあるのではないかと、なかなか進捗しない原因を丁寧に探り市町村への働きかけが肝要であり、全国の自治体で取り組むテーマではないかというご意見がありました。

また、駅舎の多機能トイレの運用面での課題や都市公園のバリアフリー化が進んでいないというご意見もありました。

新型コロナウイルスの影響で新しい生活様式が求められている中で、障害者や高齢者に対してということだけでなく、すべての人がすべての人に対して相手の立場を思いやって行動することが「心のバリアフリー」だと思います。東北運輸局といたしましてもそのような社会の実現を目指して今後も取り組んでいきたいと思っております。

【日時】 令和2年9月4日（金）13：30～15：00

【場所】 TKPガーデンシティ仙台 ホール21CD  
（仙台市青葉区中央1-3-1 アエル21階）

【出席者】 有識者、高齢・障害者団体、施設設置管理者・関係協会、関係行政機関など

【内容】 バリアフリー化の進展状況の把握・評価についてなど

↓詳細はこちらからお願いします。

第2回 移動等円滑化評価会議 東北分科会（東北運輸局ホームページ）

[https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kk/kk-sub01\\_tohokubunkakai\\_2.html](https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/kk/kk-sub01_tohokubunkakai_2.html)



令和2年11月20日  
2021年度以降のバリアフリー目標の整備に向け、  
最終とりまとめを公表！

### 背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なお意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、次期目標をとりまとめ。**

(第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日)

### 次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意。**
  - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進  
(平均利用者数<sup>(※1)</sup>が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
  - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化  
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
  - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
  - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」<sup>(※2)</sup>の推進**

※1：新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2：「ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という「障害の社会モデル」を理解すること、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

### 目標期間

- ・現行目標期間：平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間<sup>(※3)</sup>**
  - ※3：新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める



		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%
		視覚障害者誘導用ブ ロック	95%
		案内設備(※2)	74%
		障害者用トイレ(※3)	89%
	ホームドア・可動式 ホーム柵	858駅	
鉄軌道車両(※4)		75%	
バス	バスターミナ ル(※1)	段差の解消	95%
		視覚障害者誘導用ブ ロック	98%
		案内設備(※2)	76%
		障害者用トイレ(※3)	84%
	ノンステップバス		約80%
	乗合バス 車両(※4)	リフト付きバス等 (運用除外車両)	
貸切バス車両(※4)		1,081台	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台
船舶	旅客船ター ミナル(※1)	段差の解消	100%
		視覚障害者誘導用ブ ロック	100%
		案内設備(※2)	54%
		障害者用トイレ(※3)	100%
旅客船(旅客不定期航路専業の用 に供する船舶を含む。)(※4)		48%	
航空	航空旅客タ ミナル(※1)	段差の解消	87%
		視覚障害者誘導用ブ ロック	95%
		案内設備(※2)	95%
		障害者用トイレ(※3)	97%
航空機(※4)		99%	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連 経路を構成する道路	63%(※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		57%(※6)
	駐車場		48%(※6)
	便所		36%(※6)
路外駐車場	特定路外駐車場		65%(※6)
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物 (※7)のストック		61%
信号機等	重点整備地区内の主要な生活関連 経路を構成する道路		99%
	音響機能付加信号機		-
	エスコートゾーン		-
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	9自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成	304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日である鉄軌道駅及びバスターミナルが所在する市町村(約730)の約6割に相当)
「心のバリアフリー」			-

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための施設、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 運賃等におけるバリアフリー化の取組、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む))に関する情報や文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、盲導犬による情報提供設備及び文字による盲導犬誘導を促すための設備の設置等が求められる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路長4,450mが対象。

※6 2019年度末の概算値は、概算中であるため2018年度末の概算値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年5月末の概算値。

※9 2020年3月末の概算値。

※10 2020年5月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年5月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

令和3年3月10日  
令和2年バリアフリー法改正と  
移動等円滑化促進方針・基本構想の作成支援説明会、  
バリアフリープロモーター会議の開催！

本説明会は、令和2年5月に成立した改正バリアフリー法が令和3年4月1日より全面施行となることを受け、開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面形式に代わり、オンライン形式の実施となりました。説明会には、東北6県及び各市町村の交通、都市計画、福祉等といった様々な部署のバリアフリー施策担当者の皆様に出席していただきました。



国土交通省総合政策局安心生活政策課の職員から、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想の概要や作成するにあたってのメリット等や実際に作成した市町村の事例の説明がありました。

説明会終了後には、第1回となる東北運輸局バリアフリープロモーター会議が行われ、バリアフリー教室の実施状況や共生社会ホストタウン（パラリンピアンを受入れを契機に、特色のある総合的なユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を実施し、大会以降も共生社会の実現を目指す自治体）に対する支援状況等東北運輸局の取組状況の情報共有を行いました。

東北をより住みやすく暮らしやすい街にしていくためには、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成が必要になっていきます。我々は、そういった動きのサポートに努めていきますので、よろしくお願いいたします。

※バリアフリープロモーターとは、バリアフリーに関する有識者、基本構想の作成やボランティア活動において熱心な活動をされている方々のうち、地方運輸局等の行うバリアフリー施策において活動していただいている方です。

※組織改正により、令和3年4月から課名が「バリアフリー推進課」に変更となります。より一層バリアフリー業務に努めていきますので、よろしくお願いいたします。

このニュースは、バリアフリー関係の話題を中心にお届けしています。お問い合わせがございましたら、下記までご連絡お願いいたします。



東北運輸局マスコット  
「とうほくろっ犬」

東北運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課  
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地  
TEL 022-791-7513  
FAX 022-791-7539